

広島県環境負荷低減事業活動・特定環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領

令和 5 年 4 月 1 日 制 定

令和 5 年 11 月 22 日 改 正

令和 6 年 5 月 20 日 改 正

1 目的

この要領は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「法」という。）に規定する環境負荷低減事業活動実施計画または特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」という。）の認定等について、法並びに環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和 4 年農林水産省令第 42 号。以下「規則」という。）、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和 4 年農林水産省告示第 1412 号。以下「基本方針」という。）、環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン（令和 4 年 9 月 15 日 4 環バ 161 号農林水産省大臣官房技術総括審議官通知。以下「ガイドライン」という。）及び広島県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 実施計画の認定申請

(1) 基本計画を作成した市町の区域において環境負荷低減事業活動、特定環境負荷低減事業活動又はその両方を行おうとする農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体（農業協同組合等、以下「申請団体」、申請団体の構成員は「団体申請者」という。）（以下、「農林漁業者等」という。）は、申請書（様式第 1 号、第 2 号又は第 3 号）に、実施計画（様式第 4 号、第 5 号又は第 6 号）その他必要書類を添付し、当該市町（「広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成 11 年広島県条例第 34 号）」第 3 条に規定する市町に限る（以下「経由事務市町」という。)) 長、農林水産事務所（農林事業所）長又は畜産事務所長（以下、「所長」という。）を経由して知事に申請するものとする。

なお、実施計画の範囲が複数市町にわたる場合は、所長を経由して知事に申請するものとし、複数の所長にわたる場合は、直接知事に申請するものとする。

(2) 申請団体が申請を行う場合は、(1)の申請書（様式第 1 号、第 2 号又は第 3 号）及び実施計画（様式第 4 号、第 5 号又は第 6 号）に加え、団体申請者個々に記載が必要な項目は別添 1～4 の団体申請者一覧表等の添付に代えることができる。

(3) 申請書を受理した経由事務市町長は、形式の不備がないことを確認し、様式第 8 号により代表申請者の業種に応じて所長に進達するものとする。

(4) (1)により、経由事務市町長から、あるいは農林漁業者等から直接、申請書を受理した所長は、内容の不備がないことを確認し、様式第 9 号により計画に対する所長の意見を付して知事に副申するものとする。

なお、実施計画の環境負荷低減事業活動の類型が a、又は特定環境負荷低減事業活動の類型

がA及びC（aに限る）であるものについては、農林水産事務所（農林事業所）長は、実施計画の市町を管轄する農業技術指導所長の意見書（様式第 10 号）を付して県知事に提出するものとし、(1)によって申請書の提出が農林漁業者等から直接知事に行われた場合にあっては、知事が当該市町を管轄する農業技術指導所長に対し、意見書の提出を求めるものとする。

3 実施計画の認定

- (1) 知事は、実施計画の審査にあたっては、法第 19 条第 5 項及び法第 21 条第 5 項並びに基本方針、ガイドライン及び基本計画に則して行うものとする。
- (2) 知事は、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定をしようとするときは、様式第 11 号に当該認定に係る計画の写しを付して、所長を通じて当該計画に係る関係市町長の意見を聴くものとする。この場合、関係市町長は、基本計画に照らして適切なものであること等の認定要件に則して判断し、様式第 12 号により知事に意見を述べるものとする。この際、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を併せて示すものとする。
- (3) 実施計画の認定期間は、認定した日から 5 年（ただし、環境負荷低減事業活動の実施期間の終期が認定日から 5 年以内の場合は、当該月の月末まで）とする。
- (4) 知事は、実施計画の認定をしたときは、2 による実施計画の申請にあたり経由した機関を遡って、様式第 13 号又は第 14 号により実施計画の認定を受けた農林漁業者等（以下「認定農林漁業者等」という。）へ通知するものとする。

認定しなかった場合にあっては、様式第 15 号により、認定をしない理由を明らかにした上で、申請者に対してその旨を通知するものとする。

なお、2 の(1)の規定によって申請書の提出が農林漁業者等から直接県機関の長に行われた場合にあっては、関係する市町長及び所長に対し、実施計画を付して認定結果を通知することとする。
- (5) 農林水産事務所（農林事業所）長又は知事は、2 の(4)によって農業技術指導所長に対し意見書の提出を求めたときは、(4)の認定結果に実施計画を付して農業技術指導所長に情報提供するものとする。
- (6) 知事は、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定をしたときは、所長を経由して関係市町長に対し様式第 16 号により通知するものとする。また、中国四国農政局長に対し様式第 17 号（法第 21 条第 4 項第 2 号に規定する補助金等交付財産の活用に関する事項又は同条第 3 項第 2 号に掲げる措置（食品等の流通の合理化に限る。）が実施計画に記載されているものに限る。）により、通知するものとする。

4 実施計画の再認定

- (1) 認定を受けた実施計画の認定期間の終期を迎える認定農林漁業者等が、引き続き環境負荷低減事業活動または特定環境負荷低減事業活動に取り組むときは、改めて実施計画の認定申請を行うことができる。
- (2) 実施計画の再認定を受けようとするときは、原則として、認定期間満了の 30 日前までに 2 の規定に準じて申請を行うものとする。
- (3) 実施計画の再認定に関する審査及び認定の手続きは、3 の規定に準じて行うものとする。

- (4) 実施計画の再認定の認定期間は、認定した日から5年（ただし、環境負荷低減事業活動の実施期間の終期が認定日から5年以内の場合は、当該月の月末まで）とする。

5 認定計画の変更

- (1) 認定農林漁業者等は、認定を受けた実施計画を変更しようとするときは、様式第18号の申請書を作成し、知事の承認を受けなければならない。申請書には、変更後の実施計画及び変更前の実施計画の実施状況報告書（様式第19号）その他必要な書類を添付するものとする。
- (2) 申請団体が申請を行う場合は、変更前の実施計画の実施状況報告書（様式第19号）における団体申請者個々の実施状況については、別添5を付して申請する。
- (3) 変更の申請及び認定審査にあたっては、2及び3の手続きに準ずるものとする。
なお、知事が認定した特定環境負荷低減事業活動実施計画については、その認定に際し既に関係市町長の意見を聴取していることから、当該計画の変更に伴い関係市町が追加される場合には、当該関係市町長のみ意見聴取するものとする。
- (4) 認定農林漁業者等は、認定計画の軽微な変更をしようとするときは、様式第20号により、2による実施計画の申請にあたり経由した機関を経由して知事に届け出るものとする。
- (5) 変更認定後の認定期間は、変更認定した日から変更前の認定期間の末日までとする。

6 認定計画の認定の取消し

- (1) 知事は、認定農林漁業者等が認定計画に従って環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときには、当該計画の認定を取り消すことができる。認定を取り消す場合には、様式第21号によりその理由を明らかにした上で、認定農林漁業者等に通知するものとする。
- (2) 知事は、災害その他の事情により環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を継続することが困難になったこと等により、認定農林漁業者等から自発的な認定の取消しの申出があった場合には、様式第22号により当該認定を取り消すものとする。この場合、認定農林漁業者等は事業活動を継続することが困難となった理由を付した認定取消申出書（任意様式）を2で申請書を提出した県機関の長に直接提出するものとする。
- (3) 知事は、(1)、(2)により認定を取り消したときは、2による実施計画の申請にあたり経由した機関を遡って県機関の長から直接認定農林漁業者等に通知するものとし、その写しを関係市町長に通知するものとする。

7 認定計画の実施状況報告

- (1) 認定農林漁業者等は、年度ごとの実施計画の達成状況等について実施計画実施状況報告書（様式第23号）により、4月末日までに、2で申請書を提出した経由事務市町長又は県機関の長に報告するものとする。
- (2) 申請団体が報告を行う場合は、実施計画実施状況報告書（様式第23号）における団体申請者個々の達成状況については、別添5を付して報告する。
- (3) (1)及び(2)による報告書を受領した経由事務市町長は、毎年5月15日までに各認定農林漁業者等の申請書を提出した所長にそれぞれ提出するものとする。

(4) 認定農林漁業者等は、認定期間終了後、実施計画実施状況報告書（様式第 23 号）により、認定期間終了から 30 日以内に、2 で申請書を提出した経由事務市町長又は県機関の長に報告するものとする。報告を受けた経由事務市町長は、当該認定農林漁業者等の申請書を提出した所長に随時提出するものとする。

8 実施計画等への助言・指導

県、市町は、実施計画を作成しようとする農林漁業者等に対して必要な助言・指導を行い、認定後も導入計画の達成を促進するため、関係機関・団体等と連携し必要な助言・指導を行うものとする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、実施計画の認定及び事務手続きに関し必要な事項については、農林水産局長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 11 月 22 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 5 月 20 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。ただし、この要領の施行日前にした処分、手続その他の行為は、この要領による改正後の相当規定によってしたものとみなす。